

2022年10月27日所長会見 所感

- 福島第一原子力発電所の事故により、今もなお、大変多くの皆さまに、ご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、また、「核物質防護事案」や「安全対策工事の一部未完了」につきまして、地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに、大変なご不安・ご不信を抱かせておりますことについて、深くお詫び申し上げます。
- 本日は、私からは4点お話しいたします。
- はじめに、6号機大物搬入建屋の杭損傷に関する追加調査の進捗状況についてです。お手元の資料をご覧ください。
- 表紙スライドにこれまでの経緯を記載している通り、6号機での杭損傷の推定原因をより確かにするために、4号機大物搬入建屋の調査、また、建設残置物の状況をしっかりと把握するために、主要な杭支持構造物周辺で追加調査を実施してまいりました。
- 本日はそれらの進捗状況についてご説明させていただきます。
- スライド1はすでにお知らせ済みの4号機大物搬入建屋の調査概要です。
- スライド2をご覧ください。その調査結果についてまとめた表です。調査の結果、6本全ての杭で、幅1ミリ未満のひび割れを確認いたしましたが、杭としての支持性能に大きな支障となる損傷は確認されなかったことから、耐震性能に影響はないと考えております。また、一般社団法人 建築研究振興協会の第三者委員会にも同様の評価をいただいております。

- 今回の調査の結果により、6号機大物搬入建屋の杭損傷は、「建設残置物が杭に干渉している」という状況のもとで、「中越沖地震の地震力が作用したことによるもの」とした推定原因を、より確かなものにする事ができたと考えております。
- スライド3は4号機大物搬入建屋の調査目的について再掲しております。
- スライド4をご覧ください。
ここからは、主要な杭支持構造物周辺での埋設物探査による建設残置物調査についてです。スライドに示しているのは、すでにお知らせ済みの対象施設の一覧です。
- スライド5をご覧ください。
これまでも状況をお知らせしてきた、6号機フィルタベント基礎について、計画していた範囲の調査は全て実施することができました。
これにより、すでにお知らせ済みの2本の杭が建設残置物に接していたことに加え、資料の図にある左下の角にある杭から、右側に向かって3本目の杭についても、わずかながら接していることを確認いたしました。
- これらの杭は中越沖地震後に設置されたものであり、大きな地震力を受けていないため、杭の性能に影響はありませんが、確認された建設残置物については、すでに全て撤去を行っております。
- スライド6は埋設物探査のステップを示したものです。詳細は後ほどご覧いただければと思いますが、表面波探査は、その特性上、直下だけでなく近傍の影響も受けることから、地盤改良や建屋の基礎などに近い場合は硬いものを示すデータとなる場合があります。
このため、机上調査と突き合わせた上で、更なる追加調査実施の有無を判断していくものです。

- スライド7をご覧ください。
主要な杭支持構造物周辺での埋設物探査結果をまとめております。まだ未実装ですが、5号機フィルタベント基礎については、机上調査および表面波探査において硬いものを示すデータがあったことから、今後、掘削調査を行い、建設残置物が確認された場合は、順次撤去を行ってまいります。
- その他施設につきましては、机上調査と表面波探査の両面から建設残置物がないことを確認しております。
- なお、7号機フィルタベント基礎についても、表面波探査において同様のデータがありましたが、スライド8に記載の通り、追加のボーリング調査を行い、建設残置物がないことを確認しております。
- 杭の調査状況に関する説明は以上です。
- 2点目は、7号機タービン系の主要設備の健全性確認の状況についてです。
- お手元の資料のスライド1をご覧ください。
10月13日にお知らせした循環水系の健全性確認について、10月20日に循環水ポンプを起動し、海水を使用する循環水系配管の漏水チェックなどの健全性確認を実施しました。
- その際に、循環水ポンプの軸封部から出る排水、これは海水ですが、それを回収して海に戻す排水桝に、砂等が溜まっていた影響で、排水桝と同じフロアにある排水口から、合計約23リットルの海水が床面に溢れ、循環水ポンプを停止いたしました。
- 溢れた海水は堰内で管理された状態であり、排水桝については、すでに清掃を実施済みです。

- 一方で、この循環水ポンプの停止後に系統内の配管を点検したところ、循環水ポンプ（A）から繋がる、放水路側の循環水系配管の下部に、円形状の欠損があり、少量の海水が漏れ出ていることを確認いたしました。

本件は、排水口から海水が床面に溢れたものとは関係はなく、今後、円形状の欠損が発生した原因について調査を行い、しっかりと補修してまいります。
- 9月末の会見で私が「4つの柱」の一つとしてお示したように、引き続き、主要設備の機能が十分に発揮できるよう、設備の健全性確認を実施し、何か問題があれば適切に補修を行っていくことで、地域の皆さまにご安心いただける安全な発電所を目指してまいります。
- 3点目は、非常用ディーゼル発電機の24時間運転のスケジュールについてお知らせいたします。

こちら「主要設備の機能が十分に発揮できること」の一環として、10月4日から10月5日にかけて7号機非常用ディーゼル発電機（C）の24時間運転を実施しました。続いて（B）号機についても11月7日に確認運転を実施したのち、8日から9日にかけて24時間運転を実施する予定です。
- また、6号機非常用ディーゼル発電機（A）に関して、令和4年度第2四半期の規制検査において、「緑判定」との暫定評価を受けております。軸封部カバーとVリングへの交換を終えた後、10月31日に機器取替え後の確認運転を行ってまいります。

なお、24時間運転については、7号機の24時間運転や6号機その他の非常用ディーゼル発電機の点検の状況も踏まえて、実施時期を検討してまいります。
- 最後に、核物質防護規定の変更認可申請についてです。

本日、原子力規制庁に立入制限区域の見直しに関する変更認可申請を提出しております。

- 核物質防護上、詳細にお伝えすることができず申し訳ありませんが、9月末の会見で概要をお示ししていた通り、立入制限区域の設定位置の変更の他、出入管理のシステム化や特殊フェンスの採用などを盛り込んだ内容となっております。
- 本申請を以て変更内容の審査を受けることとなりますが、引き続き、より一層のセキュリティ向上を実現する防護システムを構築していくとともに、追加検査に真摯に対応してまいります。
- 本日、私からは以上です。